

## 保育所と認定こども園の違い

### 保育所とは

保育所には認可保育所・認可外保育所・認証保育所の3つの種類があります。

#### 認可保育所

認可保育所とは「**児童福祉施設の設備及び運営に関する基準**」を満たした施設として、都道府県知事や市区町村長からの認可が得られてから運営しています。

認可保育所には『公立保育所』と『私立保育所』があるのも特徴のひとつです。

公立保育所は自治体が運営しており、私立保育所は学校法人・社会福祉法人・民間企業などが運営しています。

認可保育所は市町村に申し込み後に選考、入所が決定します。それぞれの園には定員があるため、応募倍率によっては入れない可能性もあります。

#### 認可外保育所（託児所含む）

児童福祉施設最低基準を満たしていない施設を「認可外保育所」といいます。託児所なども認可外保育所のひとつで夜間保育など、幅広いニーズに対応しています。

また、基準を満たしていないといっても自由に運営することはできず「認可外保育施設指導監督基準」に基づいて運営する必要があります。

#### 認証保育所（「東京都」独自の認証基準を満たした保育所）

### 認定こども園とは

認定こども園とは**教育・保育を一体的に行う施設**です。

認定こども園はご家庭の利用状況にあわせて認定（1号・2号・3号）を受けたいうえで利用希望を伝え、選考後入所が決定します。

認定こども園には地域の実情や保護者の多様なニーズにこたえるため、4つの種類があります。

#### <①幼保連携型>

幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、原則として保育時間は1日11時間、また土曜日も開園することが定められています。

#### <②幼稚園型>

幼稚園機能と保育所的な機能も備え、保育時間は地域の実情に沿って設定されています。

#### <③保育所型>

保育所の機能と幼稚園的な機能も備え、保育時間は原則として1日11時間、また土曜日も開園することが定められています。

#### <④地方裁量型>

幼稚園・保育所などの認可がない地域の認定こども園としての機能を果たす施設です。保育時間は地域の実情に合わせて設定されます。

<認定区分の概要>

認定区分1号：満3歳以上が対象、保護者の就労などが無い場合→直接園へ申し込む

認定区分2号：満3歳以上が対象、保護者の就労などがある場合→市町村に申し込む

認定区分3号：満3歳以下が対象、保護者の就労などがある場合→市町村に申し込む



保育所と認定こども園の違い

保育所と認定こども園の大きな違いは、保育所は保育に欠ける場合に利用することができる点です。認定こども園は、全ての子どもを預けられるという点ですが、保護者の就労などない場合は保育・教育時間は4時間、就労などがある場合は原則11時間以内で利用することが可能です。

